

鹿角市耐震改修促進計画 (第二期計画)

平成28年3月

鹿角市

鹿角市耐震改修促進計画

目 次

鹿角市耐震改修促進計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 鹿角市で想定される地震の規模及び被害の状況・・・・・・・・	4
1 鹿角市で想定される地震	
2 花輪東断層帯について	
3 震度分布図	
4 被害想定結果	
第2 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標・・・・・・・・	7
1 住宅の耐震化の現状と目標設定	
2 建築物の耐震化の現状について	
第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項・・	8
1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	
2 耐震化の促進を図るための支援策	
3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備	
4 地震時の総合的な安全対策	
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	
第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及・・・・・・・・	9
1 防災意識の啓発及び防災知識の普及	
2 相談体制及び情報提供の充実	
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4 家具の転倒防止策の推進	
5 町内会等との連携	
第5 その他耐震化促進に関し必要な事項・・・・・・・・	10
資 料 編・・・・・・・・	11

鹿角市耐震改修促進計画

『計画策定の背景』

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物についても多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法^{※1}」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後（平成27年）に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化^{※2}を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。これを受けて、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定しています。

近年、東北地方で地震があいついでいること、また地震調査研究推進本部^{※3}地震調査委員会による全国12ヶ所の活断層帯の長期評価によると、平成20年2月18日の公表において「花輪東断層帯^{※4}」が「今後30年以内に地震の発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では、やや高いグループに属することになる^{※5}」とのことから、本市においても「鹿角市耐震改修促進計画」（以下「第一期計画」という。）を策定することとしました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があります。

※2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

※3 地震対策特別措置法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関。

※4 花輪盆地の東縁に分布する活断層帯。

※5 平成20年2月18日の地震調査研究推進本部地震調査委員会から公表された「花輪東断層帯の評価」より抜粋。

『本市のこれまでの主な取り組みについて』

第一期計画を平成21年11月に策定し、平成27年度までの7年間に、本市では以下のような取り組みを行ってきました。

- ・市所有の特定建築物^{※1}の耐震診断、耐震改修の実施
- ・木造住宅の耐震診断、耐震改修、耐震改修に伴うリフォーム助成制度の創設
- ・パンフレットの配布による防災意識の啓発活動
- ・無料相談、無料簡易診断のための窓口設置
- ・関連団体との共働による無料相談会の開催や一般診断法による無料耐震診断

これらの取り組みにより、本計画で定めた市所有の特定建築物及び住宅の耐震化率の目標値に対する実績は、次のようになっています。

表1 市所有の特定建築物の耐震化率

	平成21年度実績	平成27年度目標	平成27年度実績
耐震化率	67.9%	100%	100%

表2 住宅の耐震化率

	平成15年度実績	平成27年度目標	平成27年度実績
耐震化率	59.3%	73.0%	65.9%

(平成15年及び25年住宅・土地統計調査等により推計)

市所有の特定建築物の耐震化は、第一期計画に基づき、耐震診断及び耐震改修の実施を計画的に推進したことにより、目標を達成することができました。しかし、住宅の耐震化は、助成制度が思うように活用されず、目標とした耐震化率には届いていません。今後は、住宅のより一層の耐震化を図るため、改めて現状を把握し、目標の設定及び耐震化の促進のための取り組みを引き続き実施する必要があります。

『第二期計画の策定について』

これまでの取り組みの中、平成23年3月11日の東日本大震災が発生しました。東日本大震災においては、巨大な地震・津波により、一度に戦後最大の人命が失われました。地震による甚大な被害は、日本全国で続いています。また、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、耐震診断の義務化となる建築物の拡大、耐震診断結果の公表などの規制措置、耐震化の円滑な促進のための措置などが追加されました。

このことから、引き続き大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の一層の向上を図り、市民の安全安心な生活を守るため、「鹿角市耐震改修促進計画第二期計画」(以下「第二期計画」という。)を策定します。

※1 この計画における「特定建築物」とは、耐震改修促進法第14条第1号及び第2号による建築物をいい、具体的には資料編 P.13の表に示す建築物となります。

『耐震改修促進法について』

平成7年10月に公布された耐震改修促進法は、平成25年11月に改正されています。法律改正の主な内容は、以下のとおりです。

- ・ 不特定多数の者や避難弱者※¹が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化及び診断結果の公表
- ・ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ・ 都道府県及び市町村による耐震改修促進計画へ記載することのできる項目の追加
- ・ 耐震改修計画の認定基準の緩和及び認定に係る容積率及び建ぺい率の特定措置の創設
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定及び表示制度の創設
- ・ 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

『計画策定の目的』

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

『計画の位置づけ』

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案するとともに、鹿角市総合計画、住宅施策である「鹿角市住生活基本計画」、災害対策基本法第42条に基づく「鹿角市地域防災計画」等との整合をはかり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に基づき策定します。

『計画期間』

第二期計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

※1 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

第1 鹿角市で想定される地震の規模及び被害の状況

1 鹿角市で想定される地震

秋田県では、平成8年度以来2回目となる地震被害想定調査を実施し、平成26年度に「秋田県地震被害想定調査」（以下、「被害想定調査」）を公表しています。また、「鹿角市地域防災計画 計画編」（以下、「地域防災計画」）では、被害想定調査において本市に物的、人的被害を及ぼすと想定されているものは17件あるとしています。そのうち、「花輪東断層帯」において最大震度の地震が起きた際が、最も被害が大きいとしています。

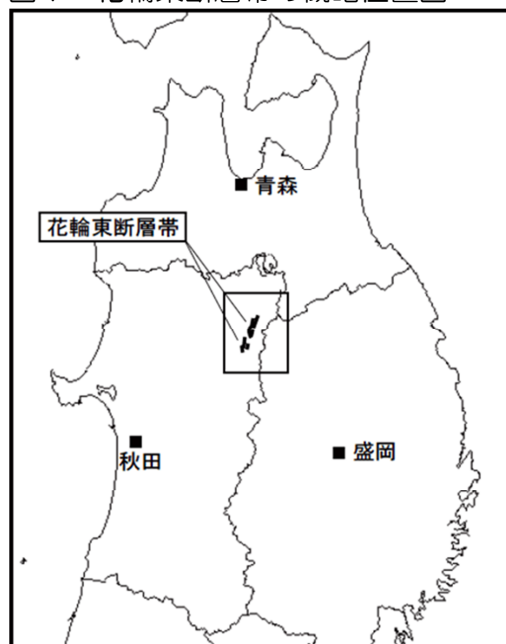
2 花輪東断層帯について

花輪東断層帯は、奥羽山脈の北端付近の花輪盆地の東縁に分布する活断層帯です。平成20年2月18日には、平成18年度に産業技術総合研究所によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究結果に基づいて、この断層帯の諸特性を評価したものが、地震調査研究推進本部地震調査委員会より公表されています。

表3 花輪東断層帯の形状

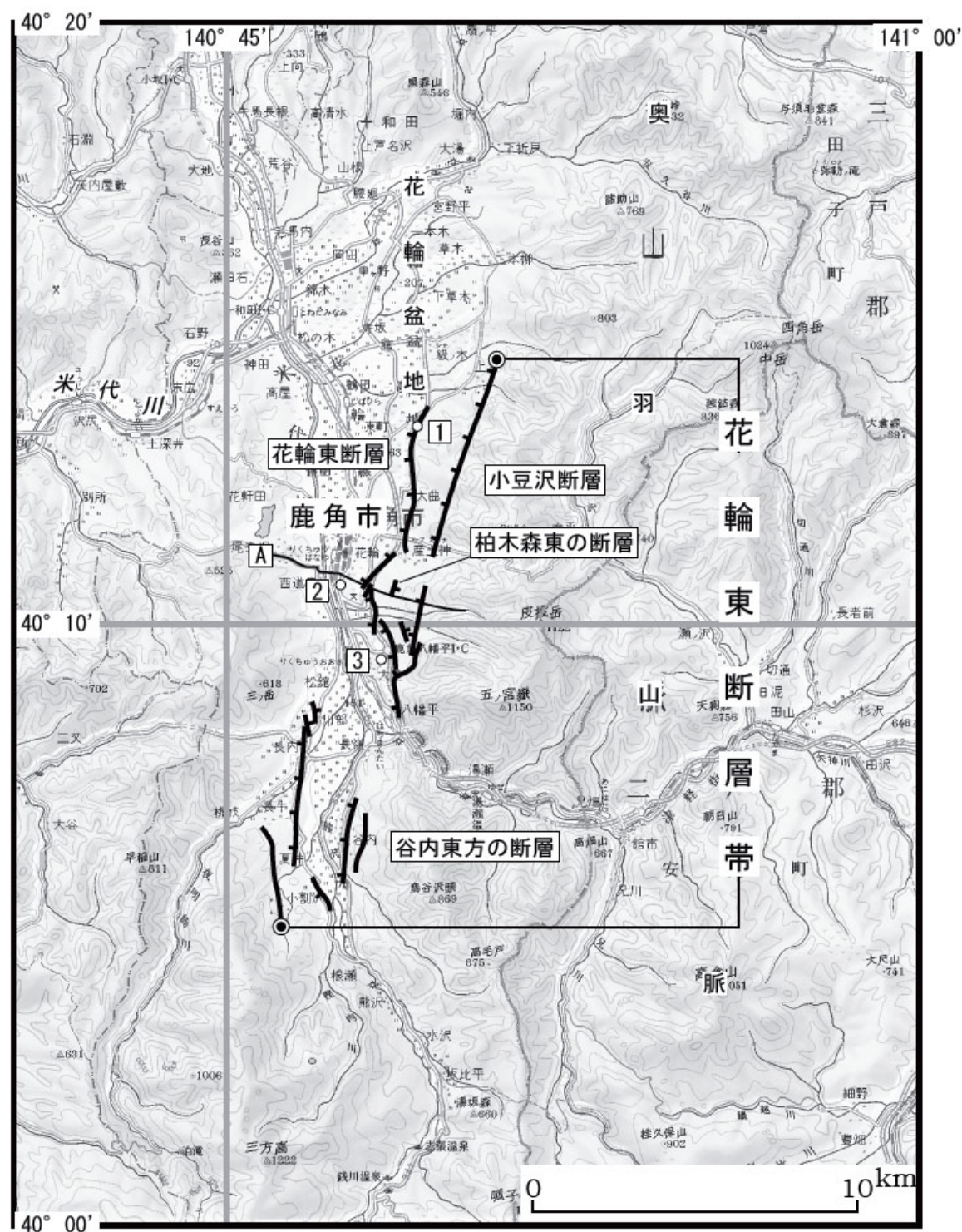
マグニチュード	7.0程度
断層の長さ	19km
断層の幅	不明
断層上端の深さ	0km

図1 花輪東断層帯の概略位置図



（出典：平成20年2月18日地震調査研究推進本部地震調査委員会「花輪東断層帯の評価」より）

図2 花輪東断層帯の位置と主な調査地点



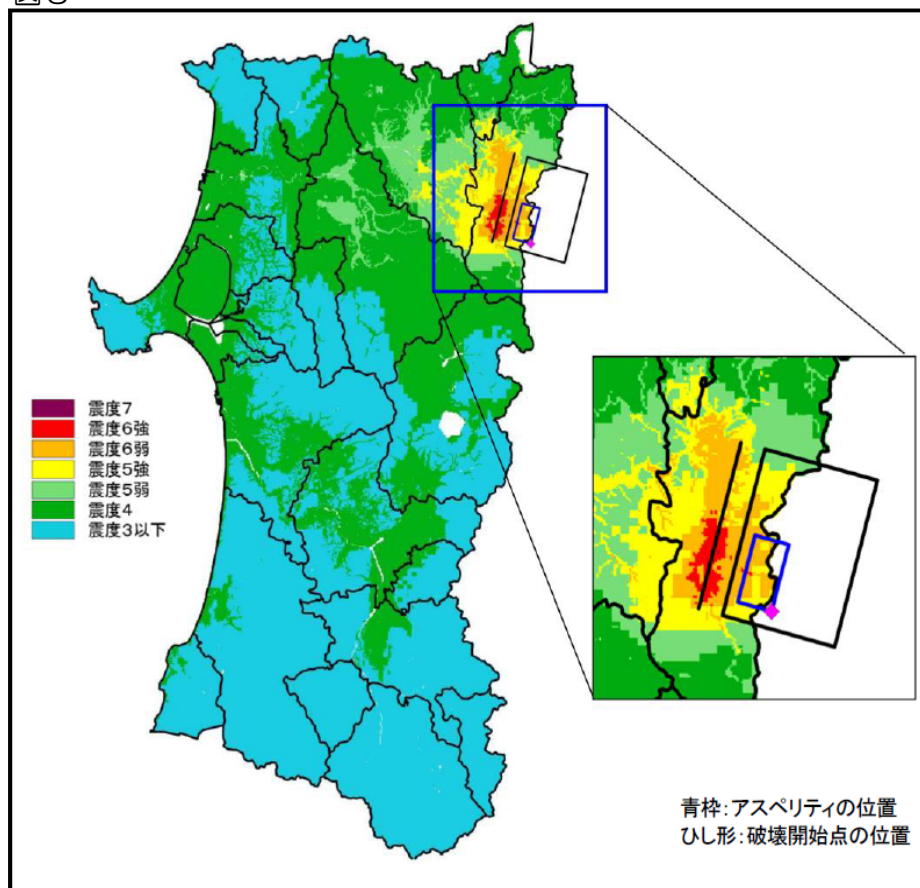
- 1 : 内山地点 2 : 上野・玉内地点 3 : 大里地点
 A : 反射法弾性波探査測線 (文献7)
 ● : 断層帯の北端と南端
 断層の位置は文献2及び3に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「弘前」を使用。

(出典：平成20年2月18日地震調査研究推進本部地震調査委員会「花輪東断層帯の評価」より)

3 震度分布図

花輪東断層帯で想定されている地震において、最大震度7が起きた場合の震度分布図は次のとおりです。

図3



(出典：平成27年3月鹿角市地域防災計画 計画編より)

4 被害想定結果

地域防災計画における被害想定結果は、被害想定調査の報告内容から次のとおりとしています。

表4

前提条件	最大震度	建物被害			人的被害		避難者数 4日後
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	
夏の平日 雨 10:00	7	886	2,429	2	24	294	5,522
冬の平日 雪 2:00		989	2,648	2	58	484	6,472
冬の平日 晴 18:00		-	-	64	41	371	6,508

第2 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標設定

平成25年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、予測される鹿角市の住宅の耐震化の状況は表5のとおりとなり、住宅総数約12千戸（居住世帯）のうち、約7千戸（約64％）が耐震性を有していると推計されます。

鹿角市では、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を平成37年度末まで、耐震化率を80％とすることを目標とします。

（参考 平成32年度末目標 国・・・95％ 県・・・85％）

表5 住宅の耐震化の状況

区分	住宅総数				耐震化率	
		S56以前の住宅		S56以降 の住宅	耐震性有 住宅数	H25
			耐震性有			
木造戸建	10,070	4,748	666	5,322	5,988	64.0％
木造戸建以外	1,570	471	358	1,099	1,457	
計	11,640	5,219	1,024	6,421	7,445	

（平成25年住宅・土地統計調査等により推計）

表6 住宅の耐震化の状況と目標値

	平成27年度	平成32年度	平成37年度
耐震化率推計値	65.9％	71.3％	77.4％
耐震化率目標値		73.0％	80.0％

（平成25年住宅・土地統計調査等により推計）

2 建築物の耐震化の現状について

本市が所有する建築物のうち、特定建築物については第一期計画で目標とした100％を達成しました。今後、特定建築物に当たらない施設については、防災上必要な建築物について、必要に応じて耐震化を図るよう努めます。

また、民間の特定建築物については、県促進計画に基づき、秋田県と連携を図ることにより、民間建築物の耐震化の促進を図ることとします。

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することが前提になりますが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。鹿角市において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されていることから、平成22年度に、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の創設をしました。

今後、補助制度の活用がされるよう、より一層の周知を図るとともに、市民意識調査等を行い、より良い支援制度への改善を図ることとします。

また、木造戸建住宅以外の住宅や建築物については、耐震診断及び耐震改修の需要や要望などの把握を行い、必要に応じて支援策の創設に努めます。

3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

本市では、耐震相談窓口を設置し、窓口やホームページで木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）を、木造住宅の耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料として公開しています。

今後も引き続き、耐震相談窓口に限らず、各種イベントでの名簿の活用により、安心して相談をしやすい、また耐震診断や耐震改修を進めやすい環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策については、耐震相談窓口での情報提供を行っています。

特に、大きい天井空間の脱落防止については、新たな基準が設けられたことから、早期に公共建築物の天井の耐震化を図るように努めます。また、大きい天井空間のある民間建築物については、新しい基準の周知のための情報提供や、必要に応じて支援策の創設に努めます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るように努めます。

- (1) 地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難所（防災上重要な建築物）
- (2) 文教施設
- (3) 地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物
- (4) 多数の者が利用する建築物

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 防災意識の啓発及び防災知識の普及

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組めるよう、地震被害想定調査や花輪東断層帯に関する調査結果等を活用し、地震被害に関する市民への啓発等に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震相談窓口では、「あなたの住宅 地震がきたら大丈夫」（秋田県）等のパンフレットや、「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本防災協会）、「わが家の耐震診断と補強方法」（建設省住宅局監修 秋田県土木部建築住宅課）等の簡易な耐震診断方法に関する資料を配布し、啓発活動を行っています。

今後も引き続き、防災関連記事等の広報紙への掲載やホームページへの掲載に努め、市民の防災意識の向上に努めます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。

本市では、平成23年度より住宅リフォーム支援を行っていますが、耐震診断及び耐震改修の補助制度に合わせたより良い支援制度への改善を図ります。

また、相談窓口においては、リフォームに併せた耐震改修のメリットについて情報提供に努めます。

4 家具の転倒防止策の推進

「地震による家具の転倒を防ぐには」（建設省、自治省消防庁、住宅・都市整備公団監修家具の転倒防止対策に関する検討委員会）等のパンフレットの配置やホームページでの情報提供を行い、自らできる地震対策の普及に努めます。

5 自治会や建設業関連団体等との連携

自治会や建設業関連団体等への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をします。

第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行います。

資料編

1.	耐震改修促進法における規制対象一覧・・・・・・・・・・	12
2.	鹿角市における特定建築物の一覧と耐震化率の推移・・・・・・・・	13
3.	本編表5 住宅の耐震化の状況（P.8）、表6 住宅の耐震化の状況と目標値 （P.8）推計資料・・・・・・・・・・	14
4.	緊急輸送道路及び主な防災拠点施設（鹿角市内）・・・・・・・・	15
5.	鹿角市避難場所マップ・・・・・・・・・・	16
6.	平成20年2月18日地震調査研究推進本部地震調査委員会「花輪東断層帯の 評価」より抜粋、「表1 花輪東断層帯の特性」・・・・・・・・	17